

防衛庁訓令第54号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第89条から第95条までの規定を実施するため、需品の貸付に関する訓令を次のように定める。

昭和37年8月31日

防衛庁長官 志賀 健次郎

### 需品の貸付に関する訓令

改正 昭和41年4月1日庁訓第9号  
平成15年6月13日庁訓第53号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成19年8月30日省訓第145号  
平成20年4月1日省訓第32号  
平成23年4月1日省訓第16号  
平成26年5月30日省訓第36号  
最終改正 令和2年12月28日省訓第67号

#### （貸付の請求）

第1条 自衛隊法施行規則第89条に定める貸付権者は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第116条第1項の規定により需品の貸付を行う必要があると認めるときは、貸出しを行う相手方（以下「借受者」という。）に対し自衛隊法施行規則第95条による借受証（様式別紙）4部の提出を求め、物品管理官に払出しの命令を請求するためこれを送付するものとする。

#### （払出の手続）

第2条 物品管理官は、貸付権者から借受証の送付を受けた場合は、物品出納官又は物品供用官（以下「物品出納官等」という。）に借受証3部を送付し、当該需品の払出を命ずるものとする。

- 物品出納官等は、借受証により需品を払い出すとともに、借受証の1部を物品管理官に返送し、他の1部を借受者に交付するものとする。
- 借受証は、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「訓令」という。）第40条の規定にかかわらず払出の証書として使用することができる。
- 需品を貸し付けた場合は、証書等をもって補助整理することにより、物品管理簿の貸付欄に記帳したものとみなすことができる。

#### （借受証の送付）

第3条 貸付需品の返還場所が当該貸付を行なった場所以外の場所である場合（次項の場合を除く。）においては、当該貸付を行なった物品管理官は、借受証1部を返還場所の物品管理官に送付するものとする。

- 借受者が相互に無償で需品の貸付を行い、これを相殺によつて決済することにつき防衛大臣との間にあらかじめ合意のある相手方である場合には、物品管理官は、借受

証1部を四半期ごとにとりまとめ、当該貸付需品の品目及び規格ごとの数量の合計の報告書とともに、順序を経て、当該貸付需品について相殺の事務を行うものとして指定された幕僚長（以下「指定幕僚長」という。）に送付するものとする。

（受入の手続）

第4条 物品管理官は、借受者から貸し付けた需品を受領する場合は、物品出納官等に対し、当該需品の分類、品目、規格、数量、時期、場所及び返還の相手方を明らかにして、受入を命ずるものとする。

2 前項の規定に基づく受入の手続は、訓令に定めるところによる。

3 貸し付けた需品が訓令第40条第2項に規定する納品書によつて返還される場合は、これを返還物品の受入の証書として使用することができる。

（相殺のための整理）

第5条 第3条第2項に規定する合意のある借受者から需品の貸付を受けた者は、当該需品の品目、規格及び数量を確認した上、訓令第40条第2項及び第3項に規定する供用票又はその他の書類に、借受者の証明を求め、これを直ちに所属の物品管理官に提出しなければならない。

2 物品管理官は、供用票に基づき、受入及び払出の手続をとるものとする。

3 物品管理官は、供用票のうち1部を四半期ごとにとりまとめ、当該借受需品の品目及び規格ごとの数量の合計の報告書とともに、順序を経て、指定幕僚長に送付するものとする。

4 指定幕僚長は、第3条第2項及び前項の規定による報告書を受領したときは、直ちにこれを整理記帳しなければならない。

（相殺）

第6条 指定幕僚長又はその委任を受けた者は、一箇月ごとに、前条の規定により作成された帳簿又は関係書類に基づき、第3条第2項に規定する合意のある借受者の確認を経て、同一の品目及び規格ごとに相殺を行うものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和37年8月31日から施行する。

2 需品の貸付に関する訓令（昭和31年5月31日防衛庁訓令第31号）は、廃止する。

附 則（昭和41年4月1日庁訓第9号）（抄）

1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月13日庁訓第53号）

この訓令は、平成15年6月13日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日省訓第32号）（抄）

- 1 この訓令は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日省訓第36号）（抄）

- 1 この訓令は、平成26年5月30日から施行する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

